

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第三四

号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、法律事務の国際化、専門化及び複雑多様化によりの確に対応するため、外国法事務弁護士が社員となり外国法に関する法律事務を行うことを目的とする法人の制度を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 外国法事務弁護士は、外国法事務弁護士が社員となり外国法に関する法律事務を行うことを目的とする法人（以下「外国法事務弁護士法人」という。）を設立することができる。

二 外国法事務弁護士法人の業務の執行等について、所要の規定を整備する。

三 外国法事務弁護士法人は、複数の事務所を設けることができるものとし、その事務所に、当該事務所の所在する地域の弁護士会の会員である社員を常駐させなければならない。

四 外国法事務弁護士法人は、主たる事務所の所在する地域の弁護士会及び日本弁護士連合会に入会するものとする。

五 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。